

第1回 小浜市水道料金等制度審議会（下水道使用料制度）

日時 令和7年11月25日（火） 19時30分から

場所 小浜市役所 3階 防災対策室

次 第

1. 開会

2. 委嘱状交付式

- 1) 委嘱状交付
- 2) 市長あいさつ

3. 議事

(1) 会長・副会長の選出について

- ① 委員紹介・事務局紹介
- ② 会長・副会長選出
- ③ 会長・副会長あいさつ

(2) 質問（小浜市下水道使用料のあり方について）

(3) 審議会の運営について

- ① 小浜市水道料金等制度審議会開催の目的等
- ② 会議の情報公開について
- ③ 質問事項と質問の趣旨等
- ④ 審議会の日程および概要

4. 説明および意見交換

- (1) 下水道事業の概要
- (2) 下水道の普及状況

5. 次回の開催日程について

6. その他

7. 閉会

第1回 小浜市水道料金等制度審議会(下水道使用料制度) 席表

市長	
会長席	15 クドウ 工藤 ふさ子 使用者
副会長席	14 アサ克拉 朝倉 恵子 使用者
1 サノ 佐野 達也 市議会議員	13 オカモト 岡本 礼子 使用者
2 スギヤマ 杉山 友城 学識経験者	12 カワムラ 河村 幸枝 使用者
3 ヤマダ 山田 秀晃 学識経験者	11 フジハラ 藤原 清次 使用者
4 クミタニ 細谷 哲央 学識経験者	10 マツダ 松田 克彦 使用者(今富地区)
5 アズマ 東 信之 使用者(小浜地区)	9 コサカ 小坂 俊夫 使用者(遠敷地区)
6 ナカヤ 中谷 健 使用者(雲浜地区)	8 オオシタ 大下 修一 使用者(国富地区)
7 イセ 伊勢 英章 使用者(西津地区)	
経済産業部長(幹事) 河原 弘和	上下水道課長 茶谷 益行
	上下水道課長補佐 重田 健吾
	上下水道GL 大谷 太一郎
	上下水道主事 川筋 航
	上下水道主事 高田 翼
	上下水道主査 溝口 和輝
	上下水道主査 古田 貴洋
	上下水道GL 出口 伊男
	小浜浄化センタ一次長 大西 博司

小浜市水道料金等制度審議会（下水道使用料制度）委員名簿

令和7年11月25日

NO	代 表	地 区 等	氏 名	備 考
1	市議会議員	小浜市議会産業教育 常任委員会委員長	サノ タツヤ 佐野 達也	
2	学識経験者	福井県立大学 経済学部経営学科教授	スギヤマ トモキ 杉山 友城	
3	〃	小浜商工会議所 副会頭	ヤマダ ヒデアキ 山田 秀晃	
4	〃	北陸税理士会 小浜支部	クミタニ テツオ 組谷 哲央	
5	下水道使用者	小浜	アズマ ノブユキ 東 信之	
6	〃	雲浜	ナカヤ タケシ 中谷 健	
7	〃	西津	イセ ヒデアキ 伊勢 英章	
8	〃	国富	オオシタ シュウイチ 大下 修一	
9	〃	遠敷	コサカ トシオ 小坂 俊夫	
10	〃	今富	マツダ カツヒコ 松田 克彦	
11	〃	有限会社せくみ屋	フジハラ セイジ 藤原 清次	
12	〃	株式会社マーストアー	カワムラ サチエ 河村 幸枝	
13	〃	杉田玄白記念公立小浜病院	オカモト レイコ 岡本 礼子	
14	〃	小浜男女共同参画ネット ワーク	アサクラ ケイコ 朝倉 恵子	
15	〃	〃	クドウ ユウコ 工藤 ふさ子	

事務局 (上下水道課)

経済産業部長	カワラ ヒロカズ 河原 弘和	上下水道課長	チャダニ マスユキ 茶谷 益行
下水建設管理グループ	オオタニ タイチロウ 大谷 太一郎	浄化センタ一次長	オオニシ ヒロシ 大西 博司
上下水道経営グループ	デグチ ヨシオ 出口 伊男	シゲタ ケンゴ 重田 健吾	フルタ タカヒロ 古田 貴洋
	ミゾグチ カズキ 溝口 和輝	タカダ ツバサ 高田 翼	カワスジ ワタル 川筋 航

○小浜市水道料金等制度審議会設置条例

平成元年9月30日
条例第35号

(設置)

第1条 上下水道事業(小浜市上下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年小浜市条例第34号)第1条の3に規定する上下水道事業をいう。)の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)の諮問に応じ、水道料金制度および下水道使用料制度に関する事項を調査し、および審議するため、小浜市水道料金等制度審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(委員)

第2条 審議会は、委員15人以内をもつて組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 公共団体の代表者および水道使用者または下水道使用者
- (4) その他管理者が必要と認めた者

3 委員は、当該諮問に係る事項の審議が終了したときは、委嘱を解かれるものとする。

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。
(会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
(幹事)

第5条 審議会に幹事を若干名置き、市職員のうちから管理者が任命する。

2 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、産業部上下水道課において処理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年3月28日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年3月25日条例第2号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月25日条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月30日条例第3号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月20日条例第34号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

第13条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例附則第5条から第8条までおよび第10条の規定による改正前の小浜市溝渠占用料徴収条例、小浜市下水道条例、小浜市下水道事業受益者負担金および分担金に関する条例、小浜市水道料金等制度審議会設置条例および小浜市公共下水道の構造の基準等に関する条例によってなされた処分、手続その他の行為は、この条例附則第5条から第8条までおよび第10条の規定による改正後の小浜市溝渠占用料徴収条例、小浜市下水道条例、小浜市下水道事業受益者負担金および分担金に関する条例、小浜市水道料金等制度審議会設置条例および小浜市公共下水道の構造の基準等に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和5年12月20日条例第37号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

浜下水第 号
令和7年1月25日

小浜市水道料金等制度審議会
会長 様

小浜市長 杉本 和範

小浜市下水道使用料のあり方について（諮問）

小浜市公共下水道事業は、欠かすことのできない重要な社会基盤として、生活環境の向上や浸水被害の軽減などに重要な役割を果たしてきました。

下水道事業の経営は、公営企業として独立採算制を基本原則としながら、効率的な経営のもとにおける適正な料金体系での健全な運営を確保しなければなりません。

小浜市では、昭和58年度に事業着手以来、区域の拡張と施設の拡充を進めたことで、下水道の面整備が概成し、事業の主体は「整備から維持管理」へ移行しています。老朽化が進む施設等の長寿命化を図るため、計画的な施設の改修等を進めるとともに、窓口業務の一部民間委託など、より良いサービスの提供と経営の健全化にも努めてきました。

今後の人口減少や節水意識の向上等による使用料収入の減少、老朽化を迎える施設の更新・耐震化など多くの課題がある中、平成28年度に策定した下水道事業経営戦略を令和7年1月に改定し、中長期的な経営の基本方針や財政収支の見通し等を公表しました。

今後とも持続可能な健全経営を将来にわたって安定的に運営していくため、小浜市の公共下水道の使用料のあり方について、総合的な観点からご検討、ご審議いただきたく、貴審議会に諮問いたします。

第1回

小浜市水道料金等制度審議会 (下水道使用料制度)

日時 令和7年11月25日（火）午後7時30分～
場所 小浜市役所3階 防災対策室

議事等

1. 小浜市水道料金等制度審議会の設置や諮問の趣旨、スケジュール等の確認
2. 小浜市水道料金等制度審議会の運営（公開）の検討
3. 下水道事業の施設や処理の概要、下水道の普及状況の確認

小浜市水道料金等制度審議会開催の目的等

小浜市水道料金等制度審議会設置条例の規定に基づき、審議会に意見を求めるため、当審議会を開催します。

(1) 設置（条例第1条）

- 上下水道事業の管理者の権限を行う市長の諮問に応じ、水道料金制度および下水道使用料制度に関する事項を調査し、および審議するため、小浜市水道料金等制度審議会を設置する。

(2) 委員（条例第2条）

- 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 委員は、次に掲げる者の中から管理者が委嘱する。
 - 市議会議員
 - 学識経験者
 - 公共団体の代表者および水道使用者または下水道使用者
 - その他管理者が必要と認めた者
- 委員は、当該諮問に係る事項の審議が終了したときは、委嘱を解かれるものとする。

(3) 会議（条例第4条）

- 審議会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

会議の情報公開について

小浜市附属機関等の設置および運営に関する要綱（第9条）

- ・ 附属機関の会議および会議録は、原則として公開する。
ただし、当該会議および会議録が小浜市情報公開条例に規定する非公開情報を含む内容について審議等を行う場合は、会議の全部または一部を公開しない。
- ・ 上記にかかわらず、当該会議および会議録の内容が、小浜市情報公開条例に規定する公益上の理由による裁量的公開に該当する場合、公開することができる。

小浜市情報公開条例（第7条）

非公開情報の抜粋（審議・検討等情報）

- ・ 市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定のものに不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの



事務局（案）

- ・ 本日の会議は公開する。
- ・ 次回以降の会議については、率直な意見の交換等に支障が生ずる恐れがあるため、非公開とする。
- ・ 協議結果は公表する。市ホームページに掲載。
- ・ 情報公開の内容は議事録概要とし、次回の会議で委員の了解を得たうえで、公開したい。
- ・ 委員の自由な発言を妨げないようにするために、個人名は明記せず「委員」「事務局」としたい。

諮詢事項と諮詢の趣旨

現状等

公共下水道事業を取り巻く厳しい経営環境

- 今後の人団減少や節水意識の向上等による使用料収入の減少
- 老朽化を迎える施設の更新・耐震化等



取り組み

将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営戦略を令和7年1月に改定

諮詢事項

今後とも持続可能な健全経営を将来にわたって安定的に運営していくため、本市の公共下水道の使用料のあり方について総合的な観点から、ご検討、ご審議をいただきたく、諮詢いたします。

直近の審議会

■ 令和3年度 審議会の答申（概要）

- 現行の公共下水道使用料の据え置き

毎年、収支計画の検証を行うことを前提に、今回は現行の公共下水道使用料の据え置きを提言。

- 経営の健全化

企業会計移行後間もなく※、今後5年間の経営予測の精度が高くないことから、健全経営の判断が難しい。

- ①水洗化率の向上

水洗化率向上のため、水洗化促進PR等の強化を図ることが必要。

下水道への切替工事が比較的安価で済む浄化槽設置者を重点的に、早期の下水道への切り替えを強く促進する必要がある。

- ②徴収率の向上

関係部局との連携強化を図り、滞納者対策を講じる必要がある。

- 公共下水道使用料制度の見直し

経営戦略の見直しや、今後の収支決算を基に毎年収支計画の検証を行い、令和5年度を目途に審議会を開催することが必要と考える。

※公共下水道事業は令和2年度から企業会計に移行。

審議会の日程および概要（予定）

年度	回	月 日	概要
令和7年度	第1回	11月25日	委員委嘱、会長および副会長選出、 諮詢、下水道事業の概要等説明
	第2回	1月下旬	施設見学（小浜浄化センター）
			下水道事業の会計の仕組みや現状等説明
	第3回	3月中旬	経営状況等の説明
令和8年度	第4回	5月下旬	料金改定の有無
	第5回	7月上旬	答申案について
	答申	7月下旬	審議会の意見を市長へ答申

※現時点の予定ですので、今後変更となる可能性があります。

※年度をまたいでの開催となる予定です。

答申まで委嘱は解かれませんので、予定どおりであれば、令和8年度の答申まで引き続き委員としてお世話になります。よろしくお願い申し上げます。

下水道の役割

浸水防除	降った雨を排除することで、浸水被害を防除。 その便益は不特定多数の人々に及ぶ。
公衆衛生の向上	市街地に汚水が滞留しないよう、汚水を排除することで、公衆衛生を確保。 その便益は不特定多数の人々に及ぶ。
公共用水域の水質保全	汚水を適切に処理することで、河川、海域等の水質を保全。 その便益は不特定多数の人々に及ぶ。

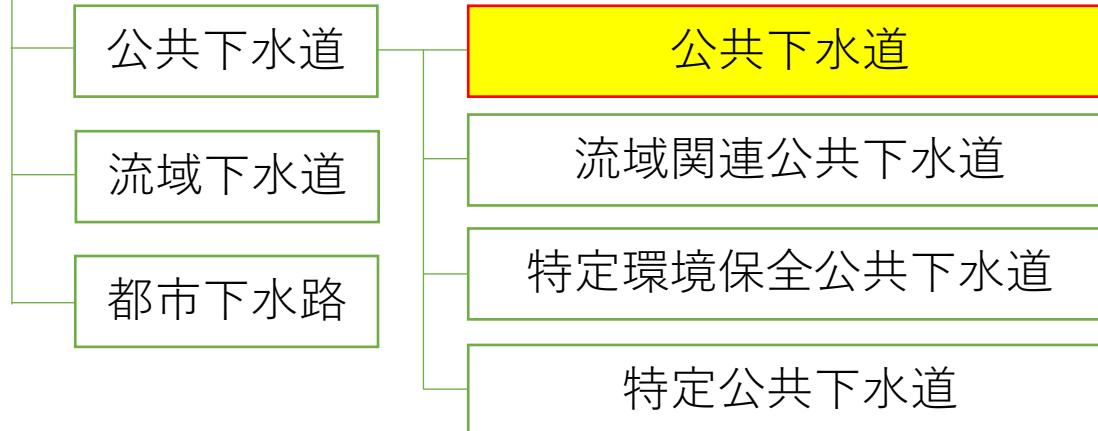
(下水道法 第一条) 目的

この法律は、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

下水道事業の種類

小浜市下水道事業は、以下黄色部分の **3事業**となります。

下水道法上の下水道



他の法令によるもの

農業集落排水事業

漁業集落排水事業

合併処理浄化槽事業※

コミュニティプラント等



(北陸地方整備局HP)

※個人設置に対し補助事業あり

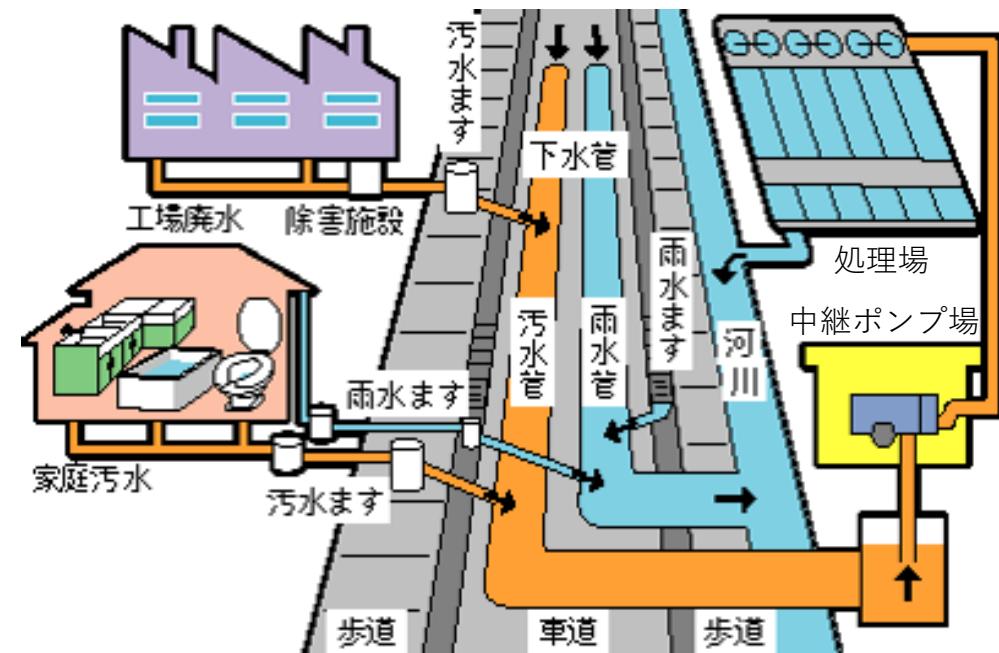
下水道施設の構成

下水道施設

排水施設 … 排水管、排水渠等

処理施設 … 汚水処理施設（処理場）等

補完施設 … ポンプ施設（中継ポンプ場）等



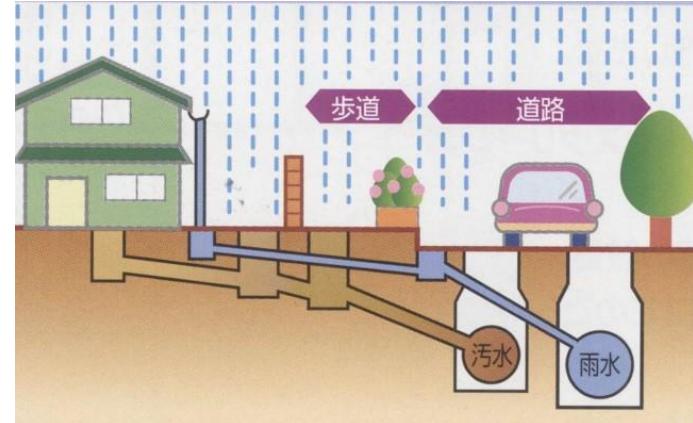
(国土交通省HPを一部修正)

下水の排除方式

小浜市の公共下水道は、「分流式」を採用しています。

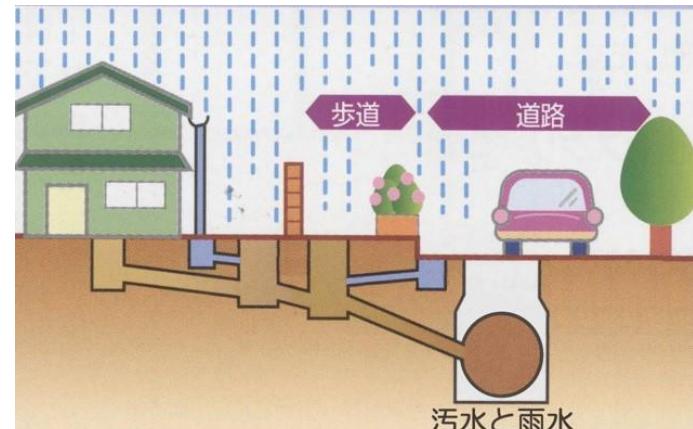
分流式

- 汚水と雨水を別々の管渠系統で排除。
- 雨天時に汚水を公共用水域に放流することができないため、水質汚濁防止上有利。



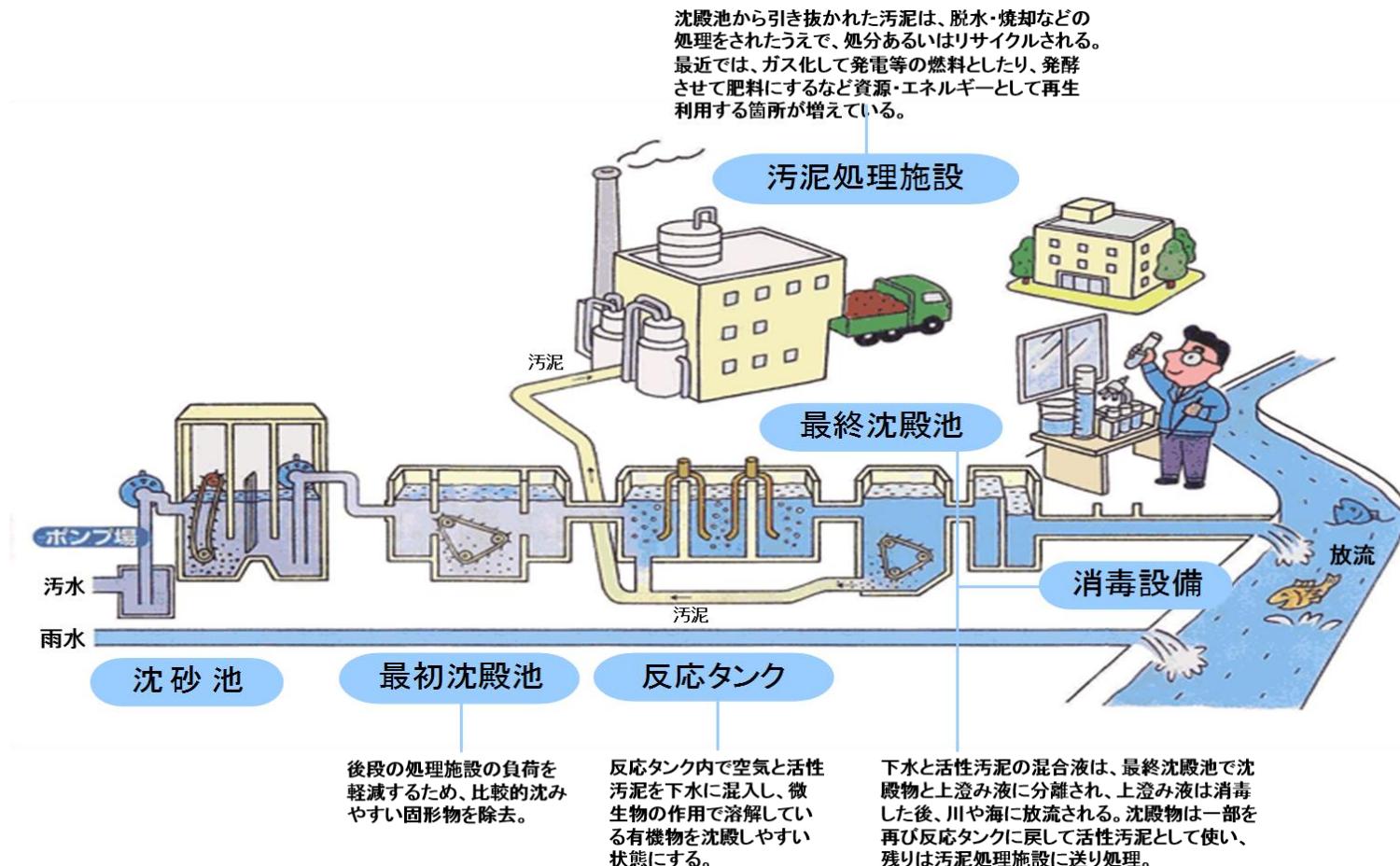
合流式

- 汚水と雨水を同一の管渠系統で排除。
- 1本の管渠で汚濁対策と浸水対策を同時に解決でき、分流式に比べて施工が容易。



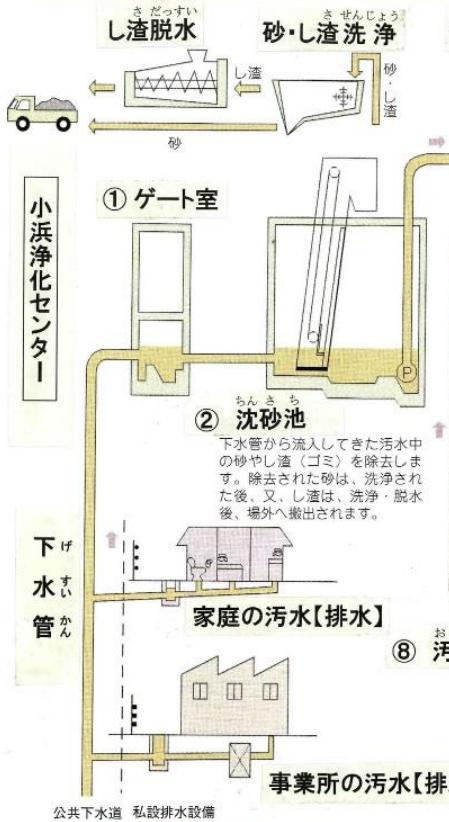
処理場（本市の公共下水道の場合：小浜浄化センター）の概要

処理場は、汚水を浄化して河川等の公共水域または海域に放流するための下水道の施設です。



(参考) 小浜浄化センターの処理の流れ

下水道のしくみ



脱臭設備室

各水槽や各設備から発生する様々な臭気を一括して捕集し、活性炭吸着法によって、酸性・塩基性・中性の各臭気成分毎に吸着し、外部へ漏れないよう処理しています。



中央監視室

ここでは、センター内及び中継ポンプ場の主要機器の遠隔操作や、運転状況の把握、異常の発見をします。センターの頭脳的働きをするところです。



プロワ

そうふうきせつ
(送風機設備)

エアレーションタンクへ空気を送る設備です。
この設備は、適切な溶存酸素量を供給するための制御がされています。



下水道事業の概要

■ 下水道事業の沿革

小浜市の下水道事業は、公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業と地域の特性に応じ、様々な処理施設を複数有し運営しています。

公共下水道事業
(供用開始：平成3年3月)

①小浜浄化センター

②北部中継ポンプ場

③東部中継ポンプ場

農業集落排水事業
(供用開始：昭和63年4月)

①太良庄 (供用開始：昭和63年4月)

②堅 海 (供用開始：平成元年4月)

③甲ヶ崎 (供用開始：平成4年6月)

④宮 川 (供用開始：平成6年8月)

⑤国 富 (供用開始：平成10年4月)

⑥松 永 (供用開始：平成10年5月)

⑦谷田部 (供用開始：平成13年4月)

⑧勢 浜 (供用開始：平成14年6月)

⑨口名田 (供用開始：平成14年10月他)

⑩加 斗 (供用開始：平成14年12月)

⑪中名田 (供用開始：平成18年2月)

漁業集落排水事業
(供用開始：平成元年4月)

①阿納・犬熊 (供用開始：平成元年4月)

②志 積 (供用開始：平成元年4月)

③矢 代 (供用開始：平成2年4月)

④泊 (供用開始：平成5年3月)

⑤宇 久 (供用開始：平成6年3月)

⑥加尾・西小川 (供用開始：平成6年3月)

⑦田 烏 (供用開始：平成9年3月他)

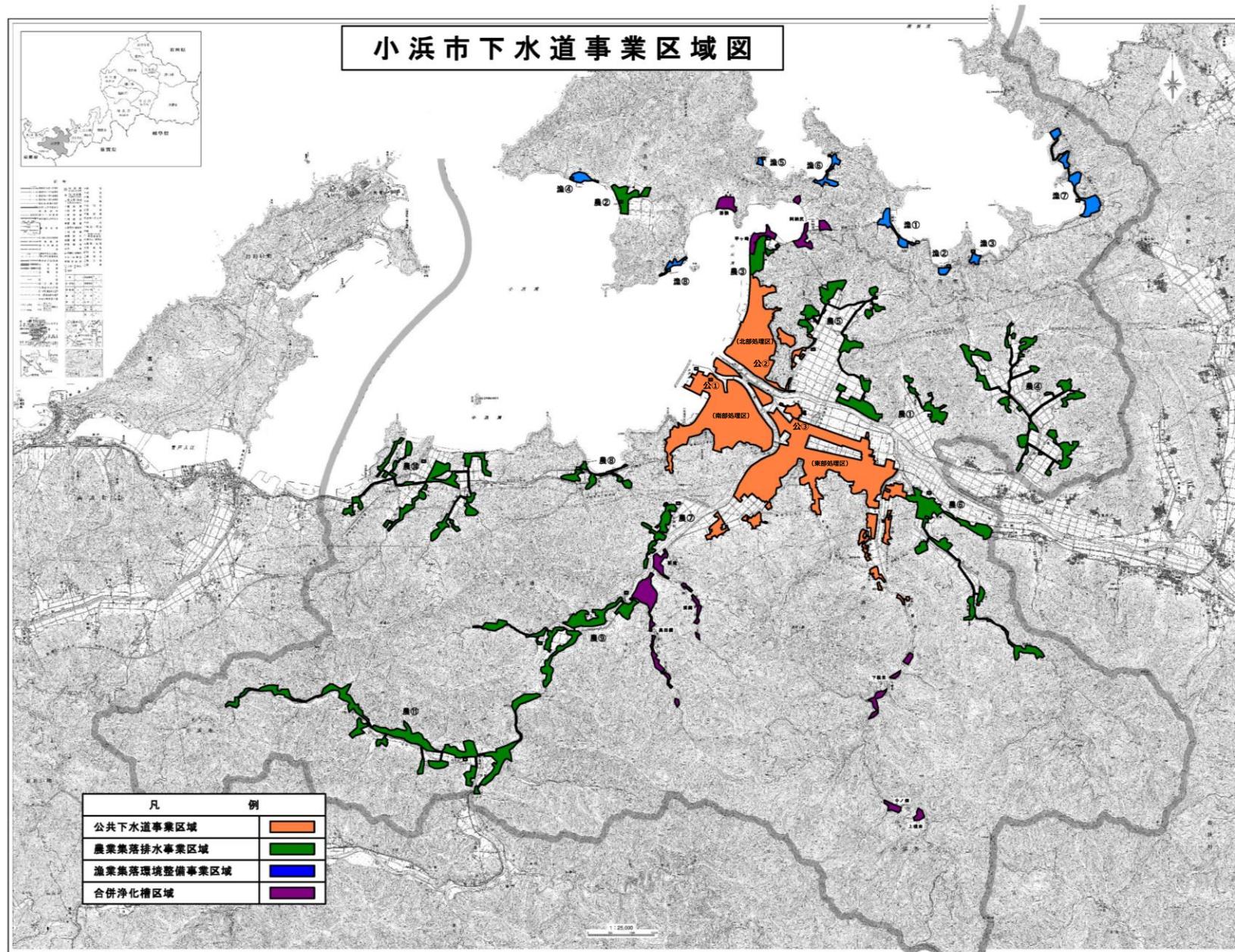
⑧仏 谷 (供用開始：平成11年10月)

令和2年4月 公共下水道事業について、地方公営企業法を適用し、公営企業会計に移行。

令和6年4月 農業集落排水事業、漁業集落排水事業について、地方公営企業法を適用し、公営企業会計に移行。

現在 計画的な老朽化施設の更新に取り組む。

下水道事業の概要



下水道事業の状況

■ 处理場、ポンプ場施設

処理場施設

管路施設に接続して汚水を処理するために設けられた処理施設の総体。

ポンプ場施設

管路施設や処理場施設を補完するためには設けられたポンプ施設の総体。
管路施設で集められた汚水を処理施設に送水し、または雨水を公共用海域に放流する機能を持つ施設。

処理場施設の概要

※令和7年3月末時点

事業名	施設名	供用開始	経過年数	処理能力 (m ³ /日)
公共下水道事業	小浜浄化センター	平成2年度	34年	11,700m ³ /日
農業集落排水事業	太良庄	昭和63年度	36年	102.6m ³ /日
	堅海	平成元年度	35年	72.9m ³ /日
	甲ヶ崎	平成4年度	32年	108.0m ³ /日
	宮川	平成6年度	30年	253.8m ³ /日
	国富	平成10年度	26年	486.0m ³ /日
	松永	平成10年度	26年	475.2m ³ /日
	谷田部	平成13年度	23年	141.0m ³ /日
	勢浜	平成14年度	22年	192.0m ³ /日
	口名田	平成14年度等	22年等	432.0m ³ /日
	加斗	平成14年度	22年	613.0m ³ /日
漁業集落排水事業	中名田	平成17年度	19年	484.0m ³ /日
	阿納・犬熊	平成元年度	35年	500.0m ³ /日
	志積	平成元年度	35年	51.6m ³ /日
	矢代	平成2年度	34年	80.0m ³ /日
	泊	平成4年度	32年	93.6m ³ /日
	宇久	平成5年度	31年	36.0m ³ /日
	加尾・西小川	平成5年度	31年	176.0m ³ /日
	田烏	平成8年度等	28年等	463.6m ³ /日
	仏谷	平成11年度	25年	37.4m ³ /日

ポンプ場施設の概要

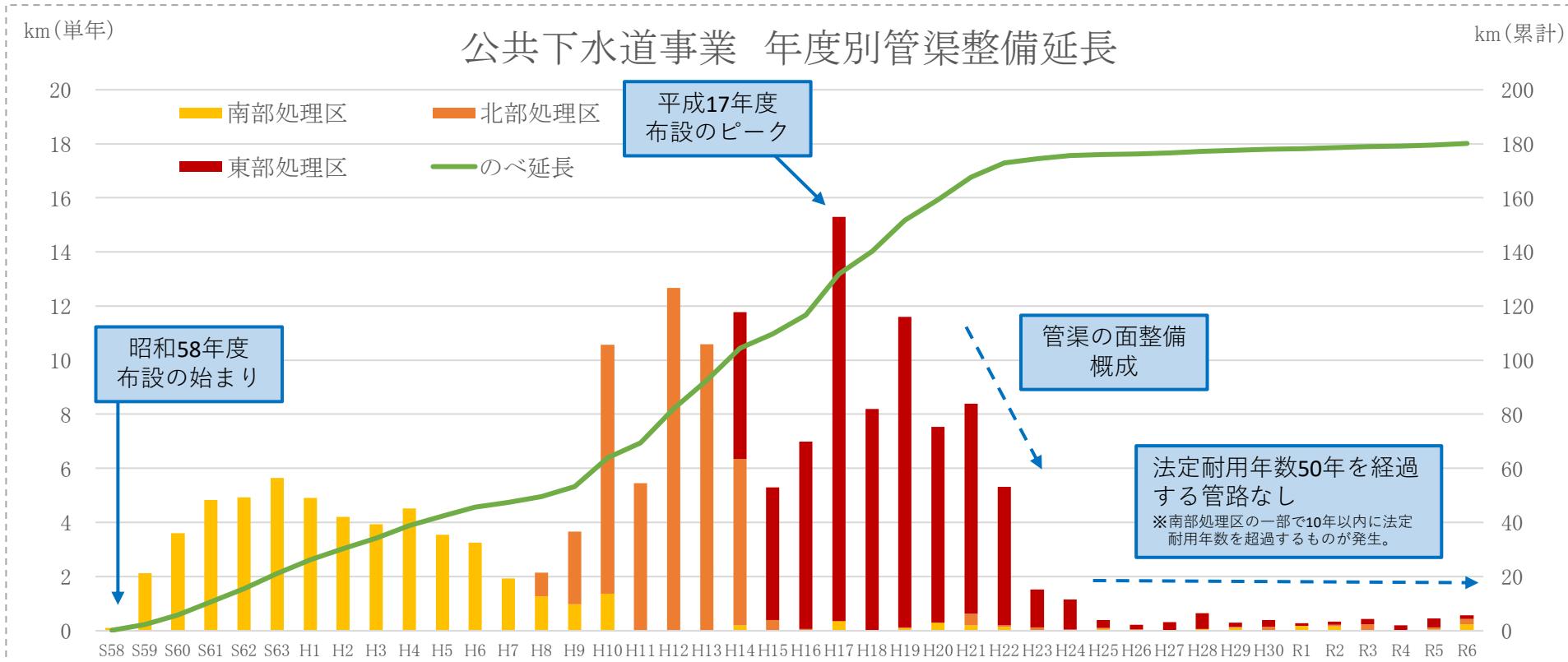
※令和7年3月末時点

事業名	施設名	供用開始	経過年数
公共下水道事業	北部中継ポンプ場	平成12年度	24年
	東部中継ポンプ場	平成16年度	20年

下水道事業の状況

■ 管路状況

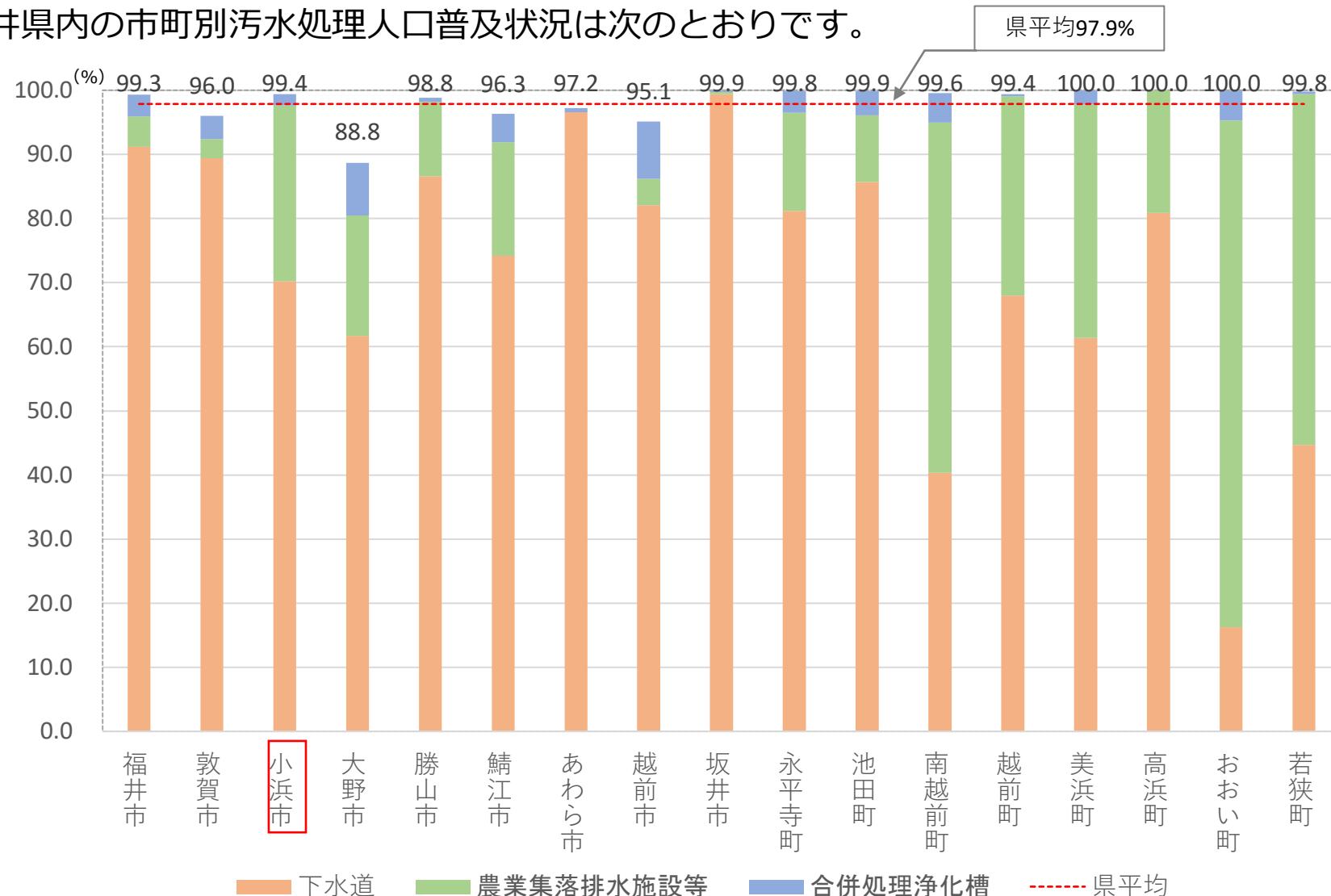
管路の整備延長は約180km（令和6年度末）であり、定期的な点検等を行い適正な維持管理に努めている。



下水道の普及状況

■ 污水処理人口普及状況※（県内・令和6年度末）

福井県内の市町別污水処理人口普及状況は次のとおりです。



※総人口に占める下水道、集落排水、合併浄化槽の各汚水処理施設の利用可能な人口の割合。

下水道の普及状況

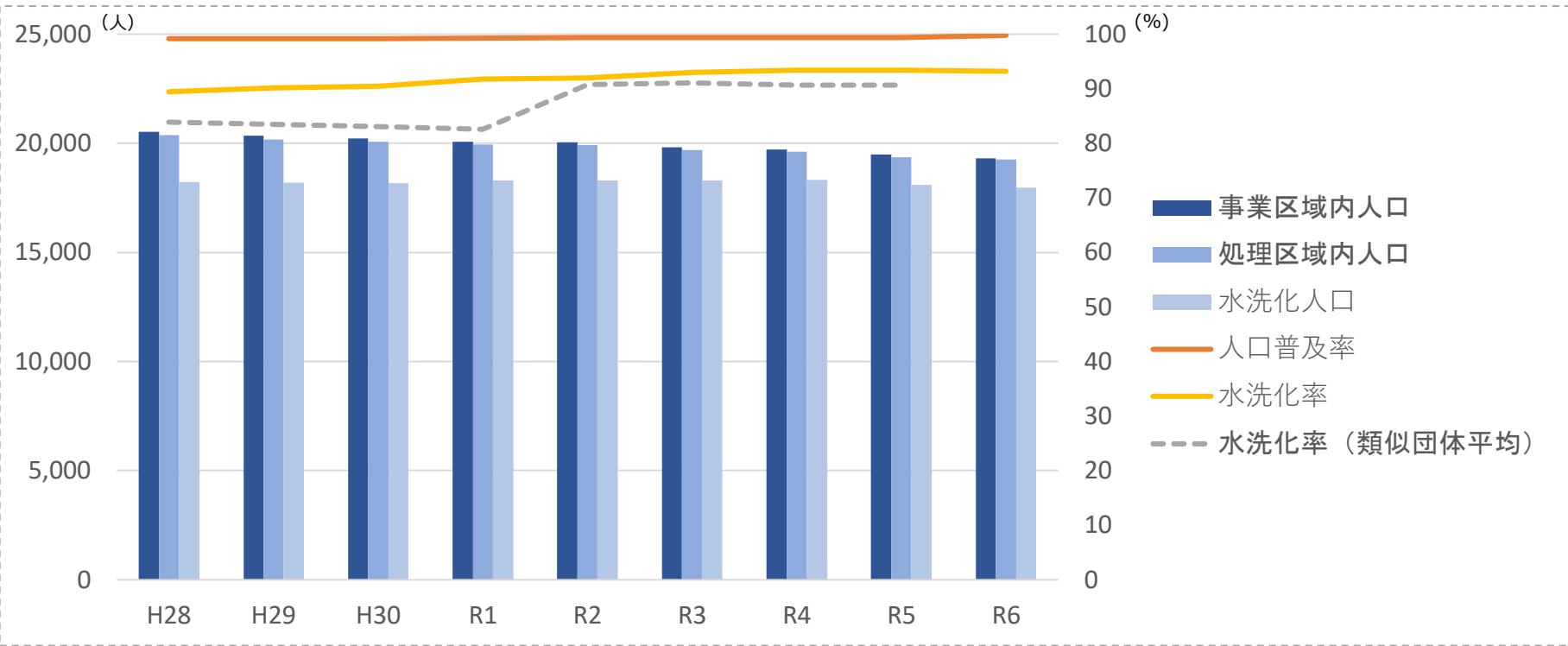
■ 小浜市の普及状況

区分	説明	算定式	令和6年度
整備率 ①	公共下水道の認可面積Ⓐ（R6末:752ha）に対して、すでに整備された面積Ⓑ（R6末:722ha）の割合。	Ⓑ÷Ⓐ×100	96.0 %
事業区域内人口 ②	公共下水道事業区域内に住んでいる人の数。		19,307 人
処理区域内人口 ③	公共下水道事業区域内のうち、下水道処理が可能な区域に住んでいる人の数。		19,265 人
人口普及率 ④	公共下水道の事業区域内人口に占める処理区域内人口の割合を示す。	③÷②×100	99.8 %
水洗化人口 ⑤	実際に水洗便所を設置して汚水を処理している人口。		17,959 人
水洗化率 ⑥	処理区域内人口のうち、実際に下水に接続し、水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を示す指標。	⑤÷③×100	93.2 %
年間汚水処理量 ⑦	年間で処理した汚水の量の合計。		2,971,483 m ³
年間有収水量 ⑧	使用料徴収の対象となった水量のこと。		2,253,361 m ³
有収率 ⑨	処理した汚水のうち、使用料徴収の対象となる有収水の割合を示す。有収率が高いほど不明水（使用料徴収の対象ではない）が少なく、効率的。	⑧÷⑦×100	75.8 %
1ヶ月平均処理水量 ⑩	年間汚水処理水量を年月数で除したものという。		247,624 m ³

下水道の普及状況

■ 下水道整備人口および普及状況の推移

小浜市では、少子高齢化などにより事業区域内人口および処理区域内人口が減少している中で、「人口普及率」と「水洗化率」はともに少しづつではありますが、上昇傾向です。



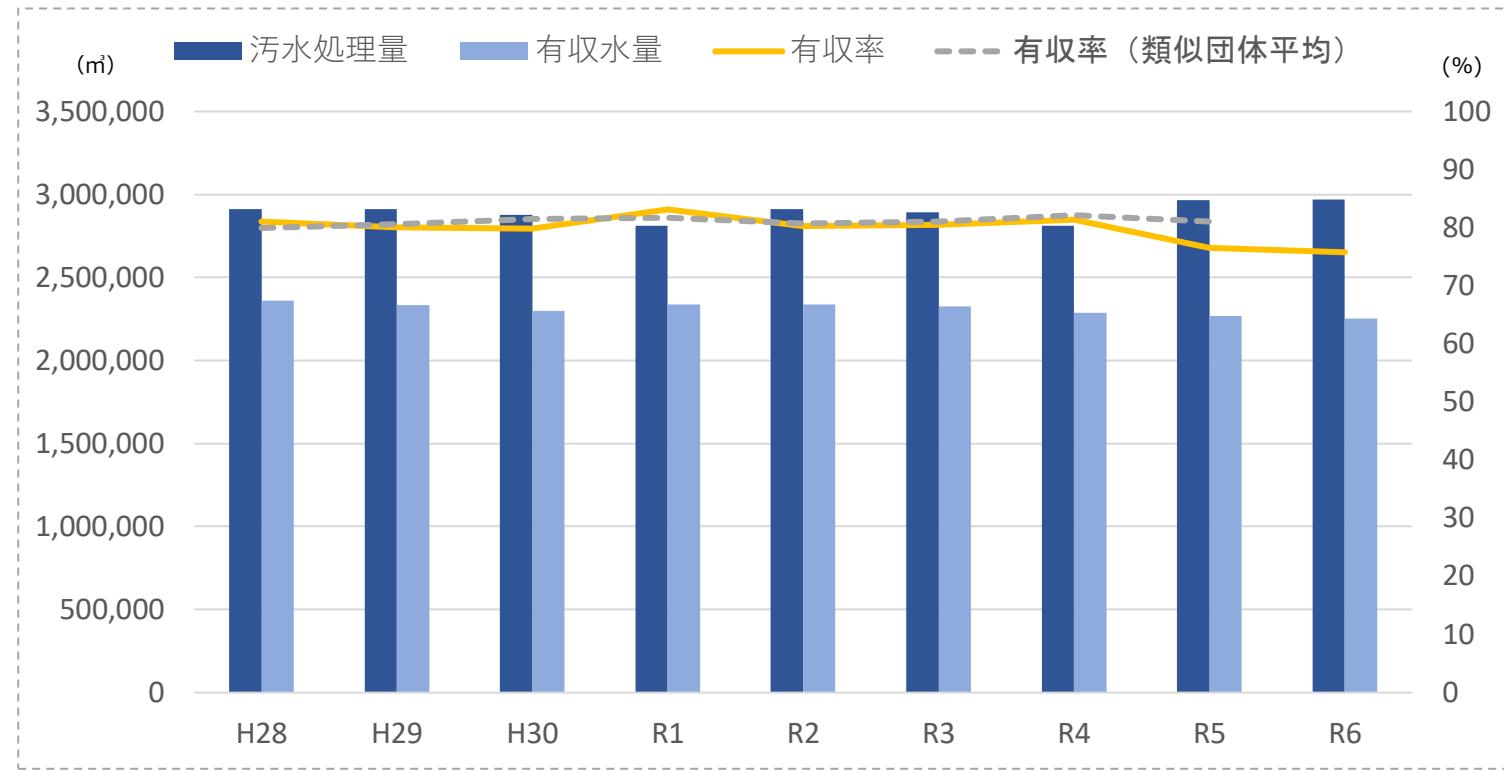
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
事業区域内人口 (人)	20,530	20,335	20,220	20,070	20,032	19,805	19,717	19,494	19,307
処理区域内人口 (人)	20,361	20,182	20,064	19,930	19,911	19,685	19,607	19,370	19,265
水洗化人口 (人)	18,212	18,187	18,157	18,297	18,307	18,300	18,310	18,081	17,959
人口普及率 (%)	99.2	99.2	99.2	99.3	99.4	99.4	99.4	99.4	99.8
水洗化率 (%)	89.5	90.1	90.5	91.8	91.9	93.0	93.4	93.3	93.2
水洗化率 (類似団体平均※)	83.91	83.51	83.02	82.55	90.72	91.07	90.67	90.62	

※総務省が処理区域内人口や密度等により類型化して算出。
R6年度の類似団体平均値は未公表。

下水道の普及状況

■ 有収水量および有収率の推移

人口減少や節水機器の普及、節水意識の高まり等の影響により「年間有収水量」は緩やかに減少傾向です。



年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
年間汚水処理水量 (m³)	2,910,640	2,912,993	2,878,761	2,810,008	2,912,338	2,892,915	2,810,047	2,964,756	2,971,483
年間有収水量 (m³)	2,359,482	2,334,162	2,297,670	2,338,439	2,337,165	2,327,540	2,288,320	2,269,112	2,253,361
有収率 (%)	81.1	80.1	79.8	83.2	80.3	80.5	81.4	76.5	75.8
有収率 (類似団体平均)	79.9	80.6	81.5	81.7	80.7	81.1	82.1	81.1	

まとめ

1. 本市の公共下水道事業は、昭和58年度に事業着手以来、区域の拡張と施設の拡充を進めたことで、下水道の面整備が概成し、事業の主体は「整備から維持管理」へ移行しています。
2. 汚水処理の人口普及状況について、本市は県内平均を上回っており、水洗化率は類似団体平均を上回っています。
3. 公共下水道の有収率は、類似団体平均と同程度となっています。

令和3年度 小浜市水道料金等制度審議会 答申書

令和3年7月7日付けで諮問のありました「小浜市上下水道事業料金のあり方」について、小浜市水道料金等制度審議会で審議された結果を答申いたします。

上下水道は、公営企業としてその経営は独立採算制を原則とし、効率的な経営のもと、適正な料金体系で健全な経営に努める必要があります。また、上下水道は市民生活に欠くことのできない重要なライフラインとして、近年その役割はより一層大きくなっています。

今回の審議会では、前回の審議会から水道事業が5年、また下水道事業が6年、それぞれ経過した現状と今後5年間の事業計画に基づく経営状況、料金制度について、15名の委員で検証し、慎重に議論を重ねてきました。

最初に水道事業について、収支計画の収益的収支においては、収益面で人口減少や節水機器の普及等による使用水量の減少が進み、今後も給水収益は減少傾向にあると見込まれます。一方、支出については、運営経費は継続的に必要となりますが、大きな割合を占める減価償却費等は微減していくものと予想されます。

資本的収支においては、建設改良工事が今後も続きますが、企業債償還金が減少傾向にあることから、財源的に安定している見込みです。

経営状況を示す指標として現金残高で検証すると、現在策定中の水道施設更新計画を考慮しても、今後5年間は一定額の現金を確保しながら水道施設の更新を進められ、かつ企業債残高も現状維持できる見込みとなっています。

このようなことから、具体的な答申内容として、水道料金の改定については、現状では経営は安定し、「安全・持続・強靭を約束する運営」ができる見込みであることから、今回は「現行の水道料金の据え置き」を

提言します。

ただし、今後も給水収益の減少傾向が見込まれることから、有収率および徴収率の向上に努め、経営の効率化による健全化を図っていただきたいと考えます。

また、水道施設の更新を進めていくためには多額の財源が必要となります、その大半は企業債によるものであることから、今後、企業債借り入れの抑制も考慮しながら健全経営を図っていただきたいと考えます。

さらに、思わぬ災害対策や想定外の老朽化対策の可能性もあることから、今後も5年ごとに水道料金制度を見直す機会を設けていただきたいと考えます。

次に下水道事業について、現在行っている小浜市公共下水道事業経営戦略の見直しでの収支計画と令和2年度決算および施設更新計画であるストックマネジメント計画により検討しました。

収益的収支において、収益面では処理区域の拡大や、つなぎ込み人口の増加がある一方、人口減少や節水機器の普及等による処理水量の減少が進み、使用料収入は微増の傾向にあると見込まれます。また、支出については、運営経費は継続的に必要となり、大きな割合を占める減価償却費等は横ばいで推移していくものと予想されます。

資本的収支においては、ストックマネジメント計画に基づく建設改良工事は今後も続きますが、企業債は償還を計画通り実施し残高は減少傾向にあります。

経営状況を示す指標として現金残高で検証すると、令和2年度末では約1億9千万円の残高が、令和6年度末では1億円を割り込む見込みであります。

残高の減少は、他会計補助金の減少と、資本費平準化債の新規借入額が減少することによるものであり、現在、市では経営戦略の見直しのなかで、毎年の決算値を基に収支予測の精度を上げ、検証を行うこととしていることから、現状では今後5年間の下水道使用料の妥当性の判断が難しくなっています。

このようなことから、具体的な答申内容として、下水道使用料の改定については、経営状況の指標である現金残高は減少が続くものの令和5年度までは安定経営できる1億円以上を維持できること、現在経営戦略等の見直し等を行っていることなどから、毎年、収支計画の検証を行うことを前提に、今回は「現行の下水道使用料の据え置き」を提言します。

ただし、下水道使用料について、現在行っている経営戦略の見直しや、収支計画の検証をもとに令和5年度を目途に審議会を開催することが必要と考えます。

併せて、今後の厳しい経営環境に対し、水洗化率および徴収率の向上に努め、経営の効率化による健全化を図っていただきたいと考えます。

以上が「令和3年度 小浜市水道料金等制度審議会」の答申とさせていただきます。

令和4年3月28日

小浜市長 松崎 晃治 様

小浜市水道料金等制度審議会
会長 田原 大輔